

# 教員の養成及び免許制度 に関する基礎資料

文部科学省  
初等中等教育局教職員課

# 教員免許制度について

## 1. 免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

## 2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 ( 中学校・高等学校については教科別 )

① 普通免許状  
(有効期間10年)

② 特別免許状  
(有効期間10年)

③ 臨時免許状  
(有効期限3年)

免許状を有しない優れた経験・知識を持つ者に授与する免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する免許状

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者  
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
- ・特別免許状 } 授与を受けた
- ・臨時免許状 } 都道府県内

## 普通免許状

H26年度授与件数: 211, 955件

(内訳) 専修免許状: 13, 802件 一種免許状: 153, 207件 二種免許状: 44, 946件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科に関する科目  
教職に関する科目 〕

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

## 特別免許状

H26年度授与件数: 92件

(平成元~H26年度総授与件数: 700件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

## 臨時免許状

H26年度授与件数: 8, 359件

(前年度9, 307件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

## 3. 免許状主義の例外

### ① 特別非常勤講師

H26年度届出件数: 20, 061件  
(前年度19, 584件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

### ② 免許外教科担任制度

H26年度許可件数: 11, 252件  
(前年度11, 897件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

## 普通免許状の種類について

※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

# 教員免許状の授与件数について

(平成26年度)

区 分	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合 計
幼稚園	248	16,743	31,653	48,644
小学校	1,665	22,901	3,695	28,261
中学校	5,110	44,944	2,036	52,090
高等学校	6,436	59,518		65,954
特別支援学校	228	4,688	5,223	10,139
養護教諭	94	3,058	1,589	4,741
栄養教諭	21	1,307	743	2,071
特別支援学校自立教科等		48	7	55
合計	13,802	153,207	44,946	211,955

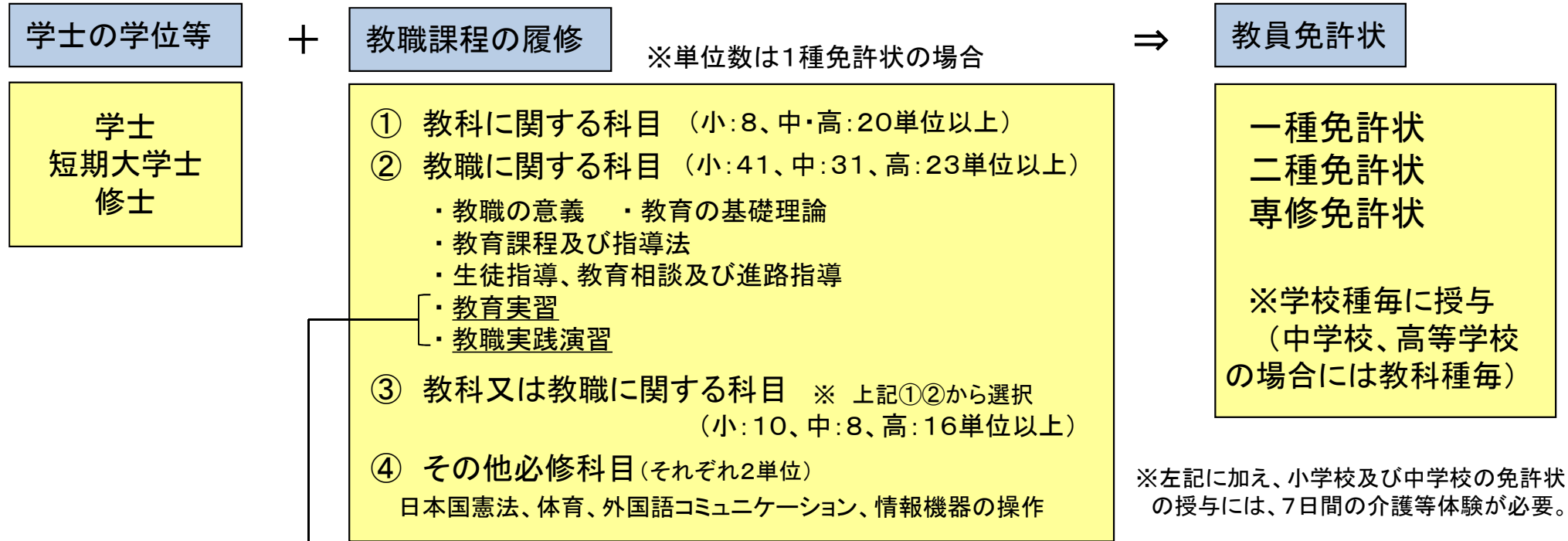
注:特別免許状及び臨時免許状は除く。

(教職員課調べ)

※平成26年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

# 大学における教員養成の仕組みについて

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。  
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



## 【教育実習】

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

## 【教職実践演習】(平成22年度に導入)

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。

必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。

(授業方法)

講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

免許状の種類	教育実習の必要単位	教育実習期間
幼稚園、小学校、中学校教諭免許状	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
高等学校教諭免許状	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

## ■教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯

昭和29年 幼小:4単位、中高:2単位  
平成元年 幼小:5単位、中高:3単位  
平成10年 幼小中:5単位、高3単位



## ※教育実習を長期化する際の留意点

- ①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多く必要)。
- ②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある。

## 教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳について

第一欄		第二欄	第三欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	教科に関 する科目	教職に関 する科目	教科又は教職 に関する科目	特別支援教育 に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16

注1: その他の科目として、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位の修得が必要になる。

また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要となる。

注2: このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

# 免許状の授与に必要な単位の例について

## 【例1：幼稚園教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
<p><b>○教科に関する科目</b> 右の科目について、1以上の科目合計6単位上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国語                      ・ 算数                      ・ 生活</li> <li>・ 音楽                      ・ 図画工作                ・ 体育</li> </ul>
<p><b>○教職に関する科目</b> 右記の科目について3.5単位以上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>教科の意義等に関する科目</b> ..... 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等)</li> <li>・ <b>教育の基礎理論に関する科目</b> ..... 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等)</li> <li>・ <b>教育課程及び指導法に関する科目</b> ..... 18単位 (教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法、教育の方法及び技術)</li> <li>・ <b>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</b> ..... 2単位 (幼児理解の理論及び方法・教育相談(カウンセリングを含む))</li> <li>・ <b>教育実習</b> ..... 5単位</li> <li>・ <b>教職実践演習</b> ..... 2単位</li> </ul>
<p><b>○教科又は教職に関する科目</b> 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得</p>	
<p><b>○その他の科目</b> 右の科目について各2単位以上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国憲法                      ・ 体育</li> <li>・ 外国語コミュニケーション</li> <li>・ 情報機器の操作</li> </ul>



## 【例2:小学校教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
<p><b>○教科に関する科目</b> 右の科目について、1以上の科目合計8単位上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国語（書写を含む）</li> <li>・ 社会</li> <li>・ 算数</li> <li>・ 理科</li> <li>・ 生活</li> <li>・ 音楽</li> <li>・ 図画工作</li> <li>・ 家庭</li> <li>・ 体育</li> </ul>
<p><b>○教職に関する科目</b> 右記の科目について41単位以上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科の意義等に関する科目 ..... 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等)</li> <li>・ 教育の基礎理論に関する科目 ..... 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等)</li> <li>・ 教育課程及び指導法に関する科目 ..... 22単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上)、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術)</li> <li>・ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ..... 4単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングを含む)・進路指導の理論及び方法)</li> <li>・ 教育実習 ..... 5単位</li> <li>・ 教職実践演習 ..... 2単位</li> </ul>
<p><b>○教科又は教職に関する科目</b> 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得</p>	
<p><b>○その他の科目</b> 右記の科目について各2単位以上修得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国憲法</li> <li>・ 体育</li> <li>・ 外国語コミュニケーション</li> <li>・ 情報機器の操作</li> </ul>
<p><b>○介護等体験</b></p>	<p>小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要</p>



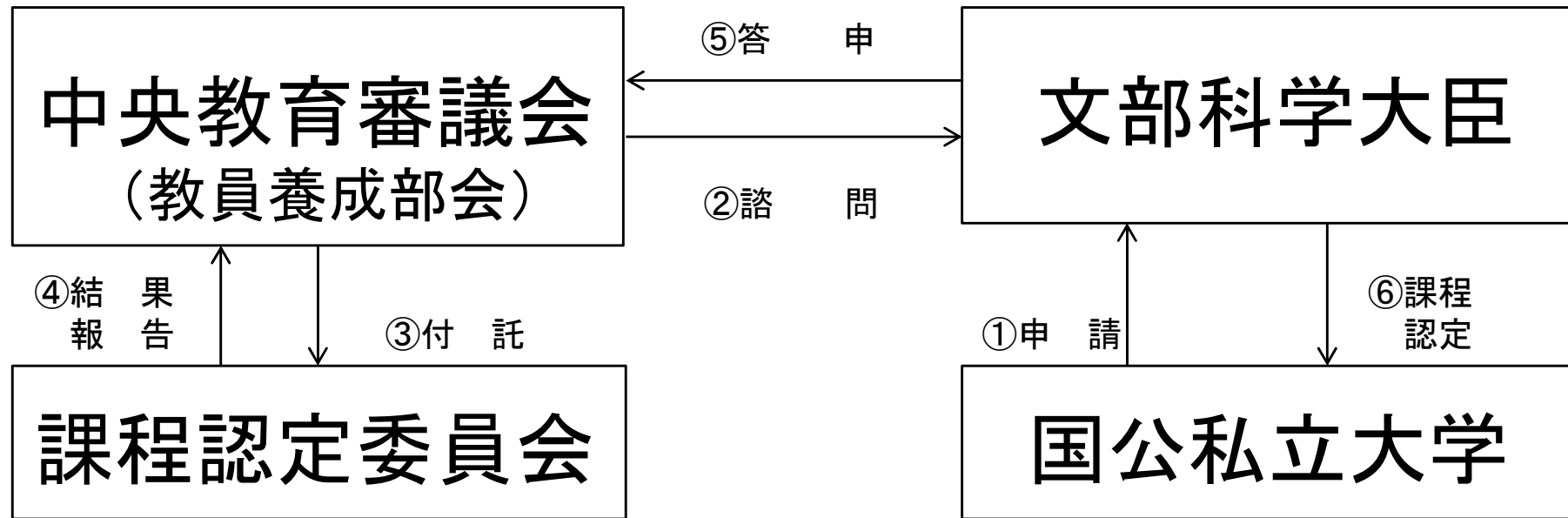


# 教職課程の認定について

## 1. 課程認定制度の概要

○ 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならないこととされている（教育職員免許法別表第1備考第5号）。

○ 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされている（別表第1備考第5号）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会で行っている。



## 2. 課程認定の審査

### (1) 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、教員養成部会決定である「教員免許課程認定審査基準」等によって行っている。

(2) 主な審査事項

- ① 学科等と免許状との関係… 当該学科等の目的、性格及び教育課程と認定を受けようとする免許状との相当関係
- ② 教育課程… 教育職員免許法施行規則に定める科目の全ての分野について開設されていること
- ③ 教員組織… 必要な教員数が確保されていること。  
専任教員を中心として資格審査を行う。
- ④ 施設、設備… 必要な施設、設備、図書等が十分に備えつけられていること。
- ⑤ 教育実習校… 学生数に応じ適当な規模の教育実習校が確保されていること。

3. 課程認定大学等数及び免許状取得状況

(1) 課程認定大学等数（平成27年5月1日現在）

区分	大学等数	課程認定を受けている大学等数	全体に占める割合
大学	752校	606校	80.6%
大学院	627校	434校	69.2%
大学専攻科	73校	44校	60.3%
短期大学	349校	241校	69.1%
短期大学専攻科	118校	20校	16.9%

(2) 免許状の種類別の取得状況（平成26年度課程認定大学等卒業者）（注）指定教員養成機関の卒業者を含む。

種類	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	養護教諭	栄養教諭	合計
専修	1,244	4,250	5,293	162	197	54	15	11,215
一種	20,451	41,264	53,784	3,989	15,717	2,804	1,007	139,016
二種	1,332	1,549	—	226	29,913	477	753	34,250
合計	23,027	47,063	59,077	4,377	45,827	3,335	1,775	184,481